



乳幼児の安全のために

チャイルドシート購入補助金



自動車の運転者は、6歳未満の乳幼児を乗車させて運転する場合には、チャイルドシートの着用が義務づけられています。町では交通事故から子どもを守るためにチャイルドシート購入補助を実施しています。

▼対象
乳幼児を養育する親権者で、国土交通省の定める安全基準を満たすチャイルドシート（中古品を除く）を購入し、次の全てに該当する人

- 申請日に乳幼児と親権者が町に住所を有していること
- 購入日に乳幼児が6歳未満であること
- 町税を滞納していないこと
- チャイルドシートの購入から1年以内であること
- ※補助金を交付できる台数は乳幼児1人に対し1台です。

▼補助金額
チャイルドシート購入価格の2分の1

分の1(千円未満切り捨て)で、上限5,000円

▼申請に必要なもの

- 申請書(町ホームページからダウンロードできます。)
- 領収書(購入日および購入額が記載されているもの)
- 保証書または取扱説明書
- 通帳など(振込先が分かるもの)の写し

▼申請方法

次の申請フォームからまたは窓口で申請してください。



▲申請フォーム

ヘルメットを着用しましょう

自転車用ヘルメット購入補助金



道路交通法の改正により、令和5年4月から自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となりました。

自転車事故が多く、ヘルメット着用率の低い高校生世代および65歳以上の人に向けて、着用の促進を図るため、補助を実施しています。

▼対象

申請年度に16歳～18歳に達する高校生など(在学は問わらず)の保護者および65歳以上の人で、安全基準を満たすヘルメット(中古品を除く)を購入し、次の一全てに該当する人

- 申請日に町に住所を有していること
- ヘルメットの購入から1年内であること
- ※申請回数は着用者1人につき1回限りとなります。

1(100円未満切り捨て)で、上限2,000円

▼申請に必要なもの

- 申請書(町ホームページからダウンロードできます。)
- 領収書など(購入日、商品名および購入額が記載されているもの)
- ヘルメット付属の保証書または取扱説明書
- 通帳など(振込先が分かるもの)の写し
- 安全基準を満たしていることが分かる書類
- 保証書または取扱説明書
- ヘルメット付属の保証書または取扱説明書

▼申請方法

次の申請フォームからまたは窓口で申請してください。



▲申請フォーム

ヘルメット購入価格の2分の1

▼申請・問い合わせ先

総務課 協働安全室
☎ 26・2243(直通)



ナンバーディスプレイなど

特殊詐欺対策電話機などの購入費を補助



後付けの装置に限ります

- ▼対象 次の全てに該当する人またはその人の属する世帯の世帯員

からまたは窓口で申請してください。

- 申請日時点において町内に住所を有している65歳以上の人
- 特殊詐欺対策電話機や後付けの特殊詐欺対策電話装置など
- 世帯員全員に町税などの滞納
- 世帯員全員に町税などの滞納がないこと

- ▼補助金額 購入費の2分の1(100円未満切り捨て)で、上限5,000円

- ▼申請に必要なもの
 - 申請書(町ホームページからダウンロードできます。)
 - 領収書(購入日および購入額が記載されているもの)
 - 保証書または取扱説明書
 - 通帳など(振込先が分かるもの)の写し



▼申請・問い合わせ先
総務課 協働安全室
☎ 26・2243(直通)



▲申請フォーム

自動車誤発進防止装置設置費補助金



後付けの装置に限ります

▼対象

満70歳以上で後付けの自動車誤発進防止装置を購入・設置した人で、次の全てに該当する人

- 申請日に町に住所を有していること
- 自動車運転免許証を保有していること
- 町税を滞納していないこと
- 誤発進防止装置の購入・設置から1年以内であること

*申請回数は1人につき1回限りです。

▼補助金額

購入および設置にかかる費用の2分の1(100円未満切り捨て)で、上限2万円

- ▼申請に必要なもの
 - 申請書(町ホームページからダウンロードできます。)
 - 運転免許証の写し
 - 自動車検査証の写し
 - 領収書(購入日および購入額が記載されているもの)

▼申請・問い合わせ先
総務課 協働安全室
☎ 26・2243(直通)

- 取扱説明書など(自動車誤発進防止装置の概要が分かるもの)
- 装着状況が分かる写真
- 補助対象者に町税の滞納がないことを証明するもの
- 通帳など(振込先が分かるもの)の写し



運転に不安を感じたことはありませんか？

運転免許証の自主返納を支援



農作物の生育に必要です

堆肥散布にご理解とご協力をお願いします



高齢者の交通事故の減少を目的とし、運転に不安をもつ高齢者の運転免許証の自主返納を支援するための事業を行っています。

▼対象(次の全てに該当する人)

- 申請日に町に住所を有していること
- 申請日に町に住所を有していないこと
- 運転免許証自返納時に満65歳以上であること
- これまでに当事業による助成を受けていること
- 運転免許証を返納して1年以内

※運転免許証が失効した場合は対象になりません。

▼交付額 1万円

▼申請に必要なもの

□申請による運転免許の取消通知書

□通帳など(振込先が分かるもの)の写し

▼申請・問い合わせ先
総務課 協働安全室
☎ 26・2243(直通)

畜産農家は家畜排せつ物の野積み・素掘りなどは法律で禁止されています。また、適正な管理が義務づけられています。堆肥が野積み状態で放置された場合、悪臭やハエなどが発生し、近隣住民の迷惑になるだけではなく、環境への悪影響が生じる可能性もあります。耕種農家などにおいても、堆肥や家畜のふん尿は適正な管理をしましょう。

堆肥散布は農作物の健全な生育に重要な作業です。町民の皆さんにおかれましても、気象状況などによっては、散布された堆肥の臭いが住宅地などに流れることがあります。ご理解とご協力をお願いいたします。

▼問い合わせ先
産業観光課 農業振興室
☎ 26・2281(直通)

令和7・8年度 小規模工事等契約希望者登録 (随時受付)について

町内事業者の受注機会拡大を目的に、町が発注する小規模事業の契約を希望する事業者の登録を行っています。

▶契約の対象範囲

- 工事 200万円以下
- 物品の購入 150万円以下
- その他 100万円以下

※令和7年4月の地方自治法施行令改正に伴い対象を拡大しました。

詳細は町ホームページで確認できます。



◀町ホームページ

問い合わせ先
企画財政課 財政室
☎ 26-2236(直通)

ふるさと納税型 クラウドファンディング 実施中!

部活動に専念できる環境づくりを目指し、令和7年度も吉岡中吹奏楽部の楽器などの整備に対し支援を募っています。詳しくは町ホームページをご覧ください。

他市町村の皆さんへも、ぜひご紹介ください。

- ▶募集期間 令和7年12月15日(月)まで
- ▶寄付方法 ふるさと納税ポータルサイトまたは役場窓口



◀町ホームページ

問い合わせ先
教育委員会事務局 教育総務室
☎ 26-2285(直通)

2次募集

駒寄スマートIC産業団地事業の代替地を募集しています



代替地とは、公共事業のために必要な土地をご提供いただく方が、その土地の代わりとして必要とされる土地のことです。現在、町では駒寄スマートIC

産業団地事業における代替地として、土地を提供(売買)してもよいとお考えの方から土地の情報を探していきます。ぜひともご協力ををお願いいたします。

▼求めていいる土地情報

面積が概ね200m²(60坪)以上で、公道に接しており、吉岡町

に所在している農地(現在使われていない農地も可)

▼申し込み締め切り

11月21日(金)

▼申し込み方法

土地の所有者が「代替地登録申請書」をご提出ください。申請書は、産業振興室窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。

▼問い合わせ先

産業観光課 産業振興室
☎ 26・2280(直通)

今月の手話

「運動会」

- ①両手の親指を立てて、交互に前後させます。(「競技・スポーツ・体育」を表す手話)



- ②両手の指を伸ばして指先を斜めに向かい合わせます。漢字の「会」の形を作り、両手を同時に下に引き下ろします。(「会」を表す手話)



月1で学ぶ! 消費者の賢コツ

高額なマネジメント 契約トラブルに 注意



芸能人になるためオーディションを受けに行ったところ、高額なマネジメントなどの契約を結ばされたなどのトラブルがあります。

事例

- 声優のアルバイトをするつもりが、出演にはレッスン料が必要と迫られた。
- 仕事をもらうために業務提携契約をし、解約を申し出たら高額な解約料を請求された。

- 渋川市消費生活センター ☎22-2325
(月～金午前9時～午後4時(祝・年末年始を除く))
- 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001
- 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



トラブル回避ポイント

- 支払った費用は後で回収できるなどと言われて契約しても、実際にはきちんとしたレッスンが受けられなかったり仕事を紹介してもらえなかったりするなどのトラブルもあります。その場では契約せず、具体的な活動内容やサポート体制、さらなる費用負担の有無、解約条件など契約内容をよく確認しましょう。
- クレジット契約や借金をしてでも契約するよう勧めてくる事業者もいます。契約しても必ず仕事や報酬につながるとは限りません。家族や周囲の人に相談するなど慎重な判断を心がけましょう。
- 少しでも不安に思ったら、**すぐに消費生活センターなどにご相談ください。**